

公立大学法人青森公立大学職員の管理職員特別勤務手当に関する細則

平成 21 年 4 月 1 日

規程第 78 号

改正 平成 27 年 3 月規程第 5 号

改正 令和 7 年 3 月規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成 21 年規程第 67 号。以下「給与規程」という。）第 21 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象職員)

第 2 条 給与規程第 21 条第 1 項の第 8 条第 1 項に規定する職にある職員は、公立大学法人青森公立大学職員の管理職手当に関する細則（平成 21 年規程第 70 号。以下「管理職手当細則」という。）別表第 1 に掲げる職（管理職手当細則第 2 条第 1 項の規定により理事長がこれに相当すると認める職を含む。）を占める職員とする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第 3 条 給与規程第 21 条第 2 項 1 号の別に定める額は、次の各号に掲げる職員の占める職に係る管理職手当細則第 2 条第 2 項の規定による区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 一種及び二種 12,000 円
- (2) 三種及び四種 10,000 円
- (3) 五種及び六種 8,500 円

2 給与規程第 21 条第 2 項の別に定める勤務は、同項第 1 号の規定による勤務（次条第 2 項において「第 1 号勤務」という。）に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

第 4 条 給与規程第 21 条第 2 項第 2 号の別に定める額は、次の各号に掲げる職員の占める職に係る管理職手当細則第 2 条第 2 項の規定による区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする

- (1) 一種及び二種 6,000 円
- (2) 三種及び四種 5,000 円
- (3) 五種及び六種 4,300 円

2 次に掲げる場合には、給与規程第 21 条第 1 項第 2 号の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同号の規定による勤務（以下この項において「第 2 号勤務」という。）は、第 1 号勤務とみなす。

- (1) 第1号勤務をした後、引き続いて第2号勤務をした場合
- (2) 第2号勤務をした後、引き続いて第1号勤務をした場合
(手当の支給)

第5条 管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。
(雑則)

第6条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則
(施行期日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第4号)
(施行期日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年規程第18号)
(施行期日)

この細則は、令和7年4月1日から施行する。